

平成30年度第1回富田林市都市計画審議会 議事要旨

平成30年5月28日開催

議案（富田林市決定）

・議第1号 南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

都市計画法第8条に規定される地域地区の一つである防火地域及び準防火地域の変更について、以下のとおり議決しました。

(変更前)

面積：約1,151ha

区域：第一種低層住居専用地域、工業専用地域を除く市街化区域全域
(伝統的建造物群保存地区を除く)

(変更後)

面積：約1,162ha

区域：第一種低層住居専用地域、工業専用地域を除く市街化区域全域

報告（堺市決定）

・報告1 堺市黒山東地区地区計画における広域調整手続きについて

堺市黒山東地区地区計画における広域調整手続きについて、「意見なし」と回答した旨報告しました。

名称：黒山東地区地区計画

位置：堺市美原区黒山地内

面積：約8.2ha

内容：大規模集客施設の立地に伴う、本市都市計画への影響について

報告（富田林市決定）

・報告2 富田林市都市計画マスタープランの改定について

都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である都市計画マスタープランの改定にあたり実施した、「市民ワークショップ」、「ヒアリングの追加調査」、「市民アンケート調査の検証」、並びに、それらを参考として整理した、「まちづくりの課題」、「全体構想」について、報告しました。